

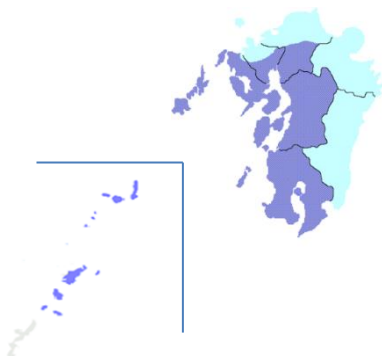
報 道 発 表



令和5年2月15日
長 崎 税 関

長崎税関における関税法違反事件の摘発・処分状況 ～令和4年～

長崎税関は、令和4年の当税関管内における関税法違反事件の摘発・処分状況をまとめましたのでお知らせします。



(※) 長崎税関管轄区域：

長崎県（壱岐、対馬を除く。）、福岡県及び佐賀県のうち有明海に近接する地域（久留米市、大牟田市、佐賀市等）、熊本県、鹿児島県

1. 不正薬物及び銃砲等の社会悪物品の摘発実績（資料1）

当税関においては、「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置」による入国旅客の激減などを要因とし、不正薬物及び銃砲等の社会悪物品の摘発はなかった。

2. その他事犯の摘発実績（資料1）

不正薬物及び銃砲等の社会悪物品以外の摘発については、無許可輸出入等の4件であった。

3. 関税法違反の告発及び通告処分実績（資料2、3）

当税関において、他税関からの引継ぎ事件^{※1}に関し犯則調査を行った結果、告発2件、通告処分4件の計6件（大麻又は指定薬物^{※2}）を処分した。

※1 国際郵便物等で他税関において摘発した事件のうち、当税関管轄地を名宛先とするものについて、当税関に事件が引き継がれ犯則調査を行ったもの。

※2 指定薬物とは、いわゆる危険ドラッグと言われるもので、中枢神経系の興奮・抑制・幻覚の作用を有し、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるとして、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で規制されているもの。

4. 不正薬物等の密輸出入阻止に向けての税関の取組み

当税関では次の対策に取り組み、水際取締りを強化している。

- (1) 関係機関等との情報交換の促進
- (2) X線検査装置、麻薬探知犬その他の取締・検査機器の有効活用
- (3) 広域的な事案に対する警察・海上保安庁等の関係機関との合同取締りの実施
- (4) 民間からの不審情報提供に係る連携強化等、官民一体となった取組みの促進

(資料1) 長崎税関における社会悪物品等の摘発実績

態様別	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	前年比
	覚醒剤	件	-	-	-	-	
	kg	-	-	-	-	-	-
大 麻	件	2	-	-	-	-	-
	kg	0	-	-	-	-	-
あへん	件	-	-	-	-	-	-
	kg	-	-	-	-	-	-
麻 葉	件	1	3	-	-	-	-
	kg	1	15	-	-	-	-
ヘロイン	件	-	-	-	-	-	-
	kg	-	-	-	-	-	-
コカイン	件	1	3	-	-	-	-
	kg	1	15	-	-	-	-
MDMA等	件	-	-	-	-	-	-
	kg	-	-	-	-	-	-
指定薬物	件	2	3	-	-	-	-
	kg	0	0	-	-	-	-
無許可輸出入等	件	28	16	11	2	4	200%
合計	件	33	22	11	2	4	200%
	kg	1	15	-	-	-	-

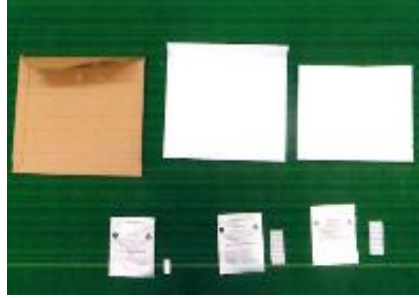
(資料2) 長崎税関における関税法違反の告発及び通告処分実績

犯則種別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	前年比
禁制品輸出入事犯	6	7	6	9	6	67%
関税脱税事犯	1	-	-	-	-	-
無許可輸出入事犯	12	6	6	1	-	全減
その他	-	1	3	-	-	-
合計	19	14	15	10	6	60%

(資料3) 長崎税関における告発事例

【事例1】 国際郵便を利用した指定薬物密輸入事犯

令和4年2月、長崎税関は、国際郵便物によりオランダ王国から指定薬物である通称1P-LSDを含有する紙片22枚(約0.36g)を密輸入しようとした米国人男性を関税法違反で告発した。



【事例2】 国際郵便を利用した大麻密輸入事犯

令和4年5月、長崎税関は、国際郵便物により米国からペースト状大麻約3.80gを密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発した。



広報担当

長崎税関総務部税関広報広聴官
電話 095-828-8606